

前回（H27年3月31日）の選定委員会での意見と対応方針案

資料 1

	No.	小	こ	意見	対応方針案	備考
応募条件について	1		○	応募条件に、実績や地域で制限を加えてはどうか。	一定年数以上の運営実績（幼稚園、保育所又は認定こども園）を条件とします。地域制限は、今後検討します。	
	2		○	幼稚園と保育所を両方運営している法人や認定こども園を運営している法人は少ない。裾野を広くし、応募がたくさんあれば、選考で対応できるのではないか。		
	3		○	地域の制限は兵庫県内だけでなく、中国・近畿エリアくらいに広げてはどうか。		
提出書類について	4	○	○	審査については、面接で生の声を聞いた方がいい項目と、アンケートのような形で書ける項目があるのではないか。	応募者の提出内容が比較できるよう事務局で選定資料が見やすくなるよう工夫します。また、評価項目と提出資料の関連を持たせ、審査しやすくなるよう取り組みます。また、個人情報に配慮しつつ、応募者の提出内容が比較できるような資料を事前に送付します。	
	5	○	○	膨大な資料を読み込むのに時間をもっと欲しかった。		
	6	○	○	膨大な資料と、面接で話された内容を、短時間に審査することは難しい。		
	7	○	○	提出資料は事前に委員に見せた方がよいのではないか。		
	8	○	○	どういう保育環境か把握するため、設計図は提出させるべきではないか。	保育室等の面積等がわかる施設平面図の提出を求めます。	
	9	○	○	設計に関する専門家を委員として入れることはできないか。	小規模保育事業であっても、延床面積が100㎡を超える場合、建築基準法に基づき用途変更が必要となります。また認定こども園等の建設の場合は、建築確認の手続がなされるため、設計に関する専門家を委員に委嘱する考えはありません。なお、施設平面図に加え、建物の外観及び現況の室内の写真の提出を求め、現在の環境がわかるよう取り組みます。	
	10	○	○	インデックスを付けるなど、見やすくすること。	応募事業者に求めます。	
11	○	○	評価表に番号を付番し、提出書類と対応させるべき。	ご指摘のとおり取り組みます。		

選考について	12	<input type="radio"/>	実地調査において、幼稚園しか運営していない事業者と、保育所しか運営していない事業者をどういった基準で比べればよいか。	相対評価ではなく、施設の運営状態を絶対評価いただくことで対応可能と考えます。		
	13	<input type="radio"/>	園庭が園内にあるのか近隣の公園等で代用するのかを評価項目に入れてはどうか。	「提案内容」のうち、「乳幼児が心地よく過ごすことのできる設計か」という着眼点で評価してください。		
	14	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	求めている項目すべて記載されているかは事務局で選別し、無記載のものがあればその時点で失格とすべき。	提出書類に不備があった場合は、選定の対象から除外します。	
	15	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	絶対にクリアしなければならないマスト項目はないのか。	各選定項目で最低基準点（ボーダー点）を設定し、かつ全体で7割以上を合格点とします。	
	16	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学校法人でも、財務状況が厳しい法人はある。財務状況をどの程度求めるか。	小規模保育事業においては、国の指針に基づき、3年連続損失を計上していないことを条件とします。認定こども園については、今後検討します。	
	17	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1次審査を書類審査とし、ある程度絞り込んだ事業者を2次審査で面接としてはどうか。	2次審査は実施しません。書類審査及び面接に基づき、総合的な評価をお願いいたします。	
	18	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	委員がそれぞれの担当する分野を決めておき、それぞれの分野の方の意見を聞きながら、評価をしてはどうか。	そのような評価方法でも問題ございません。	
19	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	全ての事業者を5人で選定するのではなく、2チームに分けてはどうか。	応募数が多く、一日で全件審査することが難しい場合は、2チームに分けて選定を行うなど対応を検討します。		